

医 師 募 集

出入国在留管理庁では、地方出入国在留管理官署に勤務し、
被収容者の診療などを行う医師を募集しています。



出入国在留管理庁（入管庁）は、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、外国人の出入国の管理、在留の管理、受入れ環境整備、退去強制、難民等の認定などを行う法務省の外局です。

入管庁は、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、我が国から退去させることにより、円滑かつ厳格な出入国在留管理の実現を目指しています。

各地方出入国在留管理官署には、
退去強制手続中の外国人を収容する施設を設けており、
このうち常時開設する収容施設には診療所を設置し、診療を実施しています。

入管庁では、「被収容者である外国人の健康を守る責務」を果たし、公正な出入国在留管理の一端を担っていただける医師を募集しています。

ぜひ国家公務員としての社会貢献にやりがいを感じていただける方のご応募をお待ちしています。

出入国在留管理庁
マスコットキャラクター
イミグー



入管で働くポイント



Point 1

兼業が可能

国家公務員の医師の中で、入管庁で働く医師については、兼業の特例が認められています。入管庁長官の承認を受ければ、外部の医療機関等において週19時間を超えない範囲で診療を内容とする兼業を行うことが可能です。



医師からのコメント

兼業により、医療スキルの修練機会が定期的に得られるため、入管の医療においても、より自信を持って落ち着いて対応でき、医師としてのモチベーションの維持や被収容者への適切な診療の提供につながっています。

Point 2

国家公務員としての身分保障

国家公務員は共済組合に加入し、各種給付を受けることができ、年金制度が適用されます。そのほかにも、ご自身だけでなく、ご家族も利用できる福利厚生事業があります。

Point 3

平日のみ勤務、当直なし

勤務は、原則、平日のみの日勤（1日7時間45分勤務）で当直はありません。ワークライフバランスを重視した勤務、育児や介護中の方でも安心して勤務可能です。

Point 4

勤務時間の調整も可能

事前の申請が必要ですが、ご自身やご家庭の都合に合わせて勤務開始時間を変更できます。

Point 5

定年後の活躍

任期を定めた採用となりますぐ、66歳以上の方も国家公務員としてご活躍いただけます。

勤務概要

●応募資格

- ① 日本国籍を有すること
- ② 日本の医師免許を有し、臨床研修修了程度の臨床能力を有すること
- ③ 国家公務員法第38条に規定する欠格事由に該当しないこと
- ④ 年齢不問

※66歳以上の方については、3年から5年の任期を定めた採用となります。

●想定年収

900万円～（加えて、その他各種手当の支給あり）

※給与額については、経験年数等を考慮し決定されます。

【参考例】年齢：50歳 医師としての勤務歴：25年

東京都で勤務した場合の年収目安額：約1,100万円

●勤務日数

5日／週

●勤務時間

全日 8：30～17：15 または 9：00～17：45

（12：00～13：00までは休憩時間）※勤務官署により異なります。

●休日

土曜、日曜、年末年始、祝日

●休暇

人事院規則に基づき年次休暇（1年に20日、翌年に繰り越し可能）が付与されるほか、特別休暇（夏季休暇、子の看護休暇など）及び病気休暇を取得することができます。

●当直

なし

（勤務時間外の電話相談対応はあります。）

●兼業

国家公務員法の特例として、入管庁長官の承認を受け、外部の医療機関等において週19時間を超えない範囲で医業（部外診療（兼業））を行うことが可能です。

※兼業に従事した時間の給与は差し引かれることがあります。



勤務の現場から

名古屋出入国在留管理局 医師



これまで麻酔・重症救急医療を専門として、のるかそるかの救急医療を専門としてきました。しかし体力的にも精神的にもそろそろ限界を感じ始めたところに出身大学同窓会報で名古屋入管常勤医の募集を知りました。もちろんスリランカ女性の不幸な出来事は承知していましたが、諸先輩からも社会ニーズは大きいが今の状況では応募者がいない、貴君にやってもらえないか、とのお話しもありました。もとより大学のお世話で海外で5年、麻酔・救急の臨床経験をさせていただき、海外でも育ててもらったという自覚もあり、医師として最後のキャリアとして、残念ながら日本で不法滞在等となってしまった外国人の皆様のお世話をさせていただくことにも不思議なご縁を感じ、全力で取り組んでいます。

1日のスケジュール（例）

9：00 ⇒ 出勤

- 処遇部門職員等と打合せ
- 診療室職員と1日のスケジュール確認
- 被収容者の健康状況の報告等を確認し医療上の懸念事項の有無の確認
- 非常勤医師とミーティング

10：00 ⇒ 外部医療機関との調整

- 外部医療機関との診療に係る調整及び診療情報提供書の作成

10：30 ⇒ 会議

- 会議に参加

11：00 ⇒ 診療

- 被収容者の診療（必要に応じて収容場内において実施）
- 体調不良を訴える被収容者の突発的な医療対応

12：00～13：00 ⇒ 昼休み

13：00 ⇒ 診療

16：00 ⇒ 新規入所者への対応

- 新規入所者の健康状態確認、初期対応の検討

17：45 ⇒ 退庁

よくある質問

Q 診療する科目は何かですか。

A 基本的には内科診療になりますが、ケガなど突発的な外傷が発生した場合には初期対応と必要に応じて救急搬送への連携をお願いします。

Q 勤務地の変更はありますか。

A 基本的に勤務地が変わることはできません。

Q 治療の方針などで悩んだ時に

他の医師に相談できる体制はありますか。

A 官署内の医師のほか、他官署の医師等が参加する連絡会等を通じて相談や意見交換ができる体制を構築しています。

Q 医師以外にどのような医療従事者が

勤務していますか。

A 官署によって違いはありますが、看護師や薬剤師が勤務しています。その他には非常勤の医師に加え、放射線技師や歯科医師、臨床心理士が勤務している官署もあります。

Q 様々な国籍の方がいるかと思いますが、通訳はいますか。

A 原則として診療時には通訳(電話通訳を含む)を付けることとしています。

Q 診療時は職員の立会いはありますか。

A 診療には公安職の職員(入国警備官)が立ち会います。

Q 専門外や施設内で対応できない場合には、どのようにすればよいでしょうか。

A 専門科目外の場合には、非常勤医師による庁内診療や外部医療機関での診療によって対応することになります。

Q 当直や休日対応はありますか。

A 当直はありませんが、必要に応じ夜間や休日に電話で指示をしたり、登庁するなどしていただく場合があります。その場合には勤務時間に応じた手当が支給されます。

お問い合わせ先

採用につきましてご不明な点がございましたら、各地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1	TEL 029-875-1291 (担当: 総務課) MAIL higashinihon-soumu@i.moj.go.jp
大村入国管理センター	〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3	TEL 0957-52-2121 (担当: 総務課) MAIL omuracenter_soumu@i.moj.go.jp
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	TEL 0570-034259 (担当: 職員課) (IP電話・海外から: 03-5796-7234) MAIL syokuin-tokyo@i.moj.go.jp
東京出入国在留管理局 横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	(注) 採用に係るお問い合わせにつきましては、東京出入国在留管理局(職員課)にお問い合わせください。
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	TEL 0570-052259 (担当: 総務課) (IP電話・海外から: 052-217-8944) MAIL nagoya_jinji_immi@i.moj.go.jp
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	TEL 0570-064259 (担当: 職員課) (IP電話・海外から: 06-4703-2050) MAIL oisyokuin@i.moj.go.jp

